



Title	在奉天総領事から見た土地商租権問題：榊原農場事件を中心に [全文の要約]
Author(s)	孫, 雨涵
Citation	北海道大学. 博士(文学) 甲第14566号
Issue Date	2021-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/81428
Type	theses (doctoral - abstract of entire text)
Note	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。
Note(URL)	https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
File Information	Yuhan_Sun_summary.pdf



[Instructions for use](#)

学位論文内容の要約

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名：孫 雨 涵

学位論文題名

在奉天総領事から見た土地商租権問題

－榊原農場事件を中心に－

本論文は、時系列に沿って榊原農場事件（一九一四年～一九二九年）の経緯とその展開過程を実証的に検討することによって、その歴史的な位置づけを再検討しながら、これまでの研究で注目されていない在奉天総領事の榊原農場事件の対応に焦点を当て、同事件をめぐる在奉天総領事の対中国交渉を日中両国に所蔵されている一次史料に基づいて分析し、在奉天総領事の側から榊原農場事件の本質を探るものである。また、榊原農場の商租権紛争の分析を通じて、日中両国間の土地商租権の内容・性質に関する解釈の対立と矛盾を具体的に明らかにし、歴代在奉天総領事の外交方針の特徴に考察を加え、土地商租権問題に関する認識の共通性と相違点を解明すると同時に、日中両国国内世論の動向を跡づけることを通じて、日中両国政府だけでなく、民間の視点から、榊原農場事件、及び土地商租権問題の実態を多元的に捉える。さらに、日本側の外務本省、関東都督府、南満洲鉄道株式会社（以下「満鉄」）、東洋拓殖株式会社（以下「東拓」）、東亜勸業株式会社などは榊原農場事件をどのように認識していたのかを比較分析し、土地商租権問題に関する日本側見解の多様性を描きながら、対日政策において東北政権（張作霖・張学良政権）が持つ「対抗」と「妥協」という複合的性格を再考する。

一九一五年五月二五日、日中間に「南満洲及東部内蒙古に関する条約」（以下「南満東蒙条約」）が締結され、日本人の南満洲における土地商租権が認められた。だが、日中間では条約解釈上の矛盾や中国側の抵抗により対立が絶えず起こり、土地商租権問題は一つの懸案として残されていた。土地商租権問題が表面化する以前から、日本側の土地の買収や租借はすでに中国官民の反対によって障害にぶつかっており、その一例として榊原農場事件が挙げられる。一九一四年三月、榊原政雄は旧清皇室の私有財産である昭陵余地を租借する溥豊模範農場公司（以下「溥豊公司」）と租借契約を締結して榊原農場を作った。榊原は中国側農民を圧迫しながら、強硬な農場経営

を展開したため、奉天交渉署は契約の無効を理由に嚴重抗議を行った。当時の落合謙太郎在奉天総領事は、一定の条件で榊原農場を中国側に返還すべきだと考えた。一九一五年十一月、矢田七太郎在奉天総領事代理の仲介により、北陵御花園水田及び水田予定地百町歩の留保を一つの条件として、榊原側は溥豊公司与農場返還契約を締結し、翌年二月、榊原農場は一応中国側に返還された。一九一九年五月、留保された百町歩水田をめぐって榊原側は三陵衙門と水田商租契約を締結したが、榊原側は商租料及び水利費を滞納したため、一九二四年六月、盛京副都統公署は主権擁護の目的をもって水田商租契約の廃棄と農場権利の回収を決断し、北陵衛兵を榊原農場に派遣した。船津辰一郎在奉天総領事は奉天交渉署に嚴重な抗議を提起し、武力行動の停止を申し入れる一方、この既得商租権を維持するため、滞納商租料の調達を満鉄及び東拓に求めた。だが、副都統公署は受領を拒み、再び衛兵を農場に派遣した。結局、同事件は副都統公署の撤兵保証及び日本側の警察派遣と守備隊演習の中止に止まってひとまず解決した。一九二九年六月、林久治郎在奉天総領事の支持を得た榊原側は、榊原農場を横断した中国側の北陵遊覧鉄道を実力で強制的に撤去し、同事件に端を發して成立した遼寧省国民外交協会（以下「外交協会」）や、『大公報』などから激しい対日批判を招いた。一方、民衆の間では事件解決に関する東北政権の対日交渉が不十分で、しかもその態度が軟弱であるという批判が殺到した。

広義にとらえれば、榊原農場事件は契約締結から一九二九年六月、日本側が榊原農場を横断した中国側の北陵遊覧鉄道を実力で撤去するまで、榊原農場をめぐって発生した一連の紛争を指す。榊原農場事件と区別するために、本論文では一九一四年条約締結前後の事件を榊原農場契約事件、一九一五年からの榊原農場の中国側返還交渉を榊原農場返還事件、一九二四年の中国側の武力行動を榊原農場商租料事件、一九二九年の日本側の実力行使を榊原農場鉄道撤去事件と呼ぶこととする。榊原農場事件は、榊原の強烈な個性から「異常な事件」と見られるかもしれないが、長期にわたる紛争の過程を検討することにより、日中間の土地商租権をめぐる認識の違いが見えてくる。また、歴代奉天総領事による対応の差異も生じており、土地商租権をめぐる紛争事例として検討する意義はあると考える。一方、在奉天総領事に関する研究において、吉田茂が重要な地位を占めることは否認できないが、本論文は榊原農場事件を中心に土地商租権問題を検討するものであるため、榊原農場事件との関連性が薄かった吉田在奉天総領事についてあまり触れない。その代わりに、本論文の第五章では、吉田の対中国外交理念が具体的に形成された安東領事時期の対中国政策を分析すること

によって、土地商租権に関する吉田の認識を解明し、吉田の対中国外交の特徴を総体的に捉えつつ、在奉天総領事時期の強硬策との繋がりを掘り下げてみたい。

本論文の構成は以下の通りである。

第一章「落合謙太郎在奉天総領事と榊原農場契約事件」では、「南満東蒙条約」締結前後に発生した榊原農場契約事件を念頭に置きつつ、同事件をめぐる落合謙太郎の対中国交渉を検討することによって、落合から見た榊原農場事件の特質を解明し、同事件をめぐる外務省（在奉天総領事館）と関東都督府、満鉄との対応の相違を明らかにした。最初より榊原農場の正当性に疑義を示した落合は、農場範囲の確認や民有地の返還といった具体的な紛争を法的手続きによって解決すべきだと認めたが、中国側の抗議に対しては、榊原農場を日本の正当な権利として力説し、その権利を断固維持しようとしたことを明らかにした。落合は、榊原農場を条件付きで中国側へ返還すべきだと提案したのは、榊原の乱暴な行為がいかに中国内地における一般日本人の経営事業に悪影響を与えたのか、また、中国側が日本人の農業経営をどれほど警戒したのかを痛感したからである。「南満東蒙条約」はまだ締結されず、日本側の土地商租権は法的に認められなかった状況下、落合は中国側の土地慣習を尊重し、「地契」を持っている中国側農民の土地権利の正当性を認めるべきだと判断し、合法的な手段により日本の満洲権益の獲得、維持及び拡大を図るべきだと考えたことを明らかにした。また、日本側の土地獲得や農業経営を警戒している張作霖政権の動向を深く配慮した落合は、榊原庇護の態度をとり、軍事力も辞さずに榊原農場の権利を擁護しようとした関東都督府及び満鉄と好対照をなしていることが窺える。一方、落合は、外務省の指導下で総領事館が主導的な役割を果たして外交手段で農場問題の解決を試み、本省に対しても積極的な政策提言を行いながら、関東都督府及び満鉄の独断専行に反対し、都督の外交問題への介入を警戒していた。だが、落合の合理的で理性的な対中国政策は、対中国積極進出論者からの批判を受けたのである。

第二章「矢田七太郎在奉天総領事代理と榊原農場返還事件」では、一九一五年九月からの榊原農場の中国側返還交渉に焦点を据えつつ、矢田七太郎の対中国交渉を分析することによって、榊原農場事件及び土地商租権に関する矢田の認識を解明し、商租権問題に関する張作霖政権の態度を明らかにした。民有地返還問題など様々な紛争を惹起した榊原農場を強引に経営し続けることは、他の在満日本人の土地経営に損害を与えたため、むしろ榊原農場を中国側に返還した方が得策だと考えたことにおいて、矢田は、前任の落合とは共通していると考えられる。陸軍側は、軍事国防の視点から

日本人が榊原農場を占有することを希望したのに対し、外務省と出資者である満鉄は、ともに榊原農場の返還を認めた。落合と同じく、矢田は、強硬な土地収奪が中国官民の反発を招いたのみならず、日本の満蒙開発や経済的發展まで打撃を与える恐れが大きいことを十分認識していた。商租権獲得の困難さを実感した矢田にとって、土地を強引に獲得し、あるいは官憲の援助をもって奪うことは、中国側からの信頼を失うのみならず、満洲における正当な手段で土地を商租し、真面目な事業経営に携わった一般日本人に悪影響を及ぼすばかりであった。日中間で土地商租権施行の細則交渉はまだ正式に始まらなかった時、中国側が商租権施行の仮規則として提示した「商租地畝須知」に対して、矢田はこの「須知」を全面的に否定するわけではなく、表面上土地商租権は土地の収益、使用の権利のみであり、土地所有権ではないという中国側の主張を認めながら、同規則の中で日本側にとって不利益な点を巧みに削除・修正することを通じて、事実上土地所有権と類似する効果を求めるべきだと主張した。また、中国側の土地制度や慣習を尊重する落合とは違って、矢田は中国の土地慣習を巧妙に利用することによって、日本側の土地商租権を守ろうとした。一方、張作霖政権は過激な商租権妨害運動が日本に武力を訴える口実を与えることを憂慮し、露骨な排日運動を控えながら、表面上日本人の土地商租権を認めたものの、裏で商租権の獲得を間接的に阻害したのである。

第三章「船津辰一郎在奉天総領事と榊原農場商租料事件」では、一九二四年六月の榊原農場商租料事件に着目し、事件解決に関する船津辰一郎の対中国交渉を具体的に検討することによって、土地商租権問題に関する船津の認識を検討し、船津在奉天総領事の側から榊原農場事件の特質を考察しつつ、張作霖政権の対応を明らかにした。榊原農場商租料事件に際して、船津は中国側に嚴重に抗議を申し入れ、商租料不納＝商租権喪失という中国側の「慣習」を否認する一方、既得商租権維持のために、榊原側の滞納商租料の調達を満鉄、東拓に求め、あくまで平和的手段をもって事件の円満な解決を模索し、軍事力を背景とした守備隊の派遣を最終手段と位置づけたが、事件解決の過程で、船津は次第に奉天交渉署からの信頼を失ったことが明らかになった。船津は商租権を所有権に代わるべき土地の永租権とみなし、永租権の獲得を条件として、東三省未開地における領事裁判権の撤廃を認めた。また、満鉄も中国側の水田回収を望まず、従来の榊原擁護の態度を一変した。船津は事件の解決に奔走するのに対し、榊原は榊原第一第二農場を取り戻す旨を奉天省側に通告し、中国側より一層猛烈な非難を引き起こした。榊原が乱暴な行為を出すからこそ、中国側が止むを得ず武力

行動を断行し、日本の土地商租権獲得や商租権施行細則交渉、さらに日中国交に重大な悪影響を及ぼしたと考えた船津は、榊原に相当の処分を与えるべきだと求めた。榊原の行動に厳しい目を向けていた点において、船津は落合と一致していたことが読み取れる。船津は、中国側の利権回収運動が日本側の土地商租権獲得にどれほど影響を与えたのかを実感し、高まった排日行動を官憲により抑制されることは困難だとはっきり認識し、中国側の利権回収運動が盛んに行われた状況下では、武力行使で排日運動を弾圧するのではなく、むしろ商租権施行細則の協定を一旦中止し、奉天省政府に実施している商租禁止の訓令を取り消させるような穏便な方法で商租権問題を解決すべきだと考えた。それは、船津は「幣原外交」の日中間共存共栄の精神に忠実に従っているだけでなく、中国ナショナリズムの高まりと力を実感し、さらに、東三省における張作霖の地位を固めた上で、張を利用して日本の満蒙権益を擁護すべきだと認識したことに依るところが大きい。船津は中国側の排日動向や張の動きを見守りながら、実力行使や露骨な土地侵略の意図を極力回避し、中国世論を激化させない範囲に日本の勢力伸長及び満蒙権益の擁護拡大を追求していた。だが、商租権問題を本格的武力行使で解決すべきだと要求した対中国積極進出論者にとって、船津が実践した穏健な対中国交渉ははるかに軟弱で消極的であることを明らかにした。一方、張作霖政権は奉天省議会の商租権交渉拒否要求や、国民の利権回収運動に対応して商租権禁止の訓令を出したが、第二次奉直戦争や対ソ交渉に重点を置いたため、高揚した排日運動をそのまま放置することはかえって日本の内政干渉、武力行使を招いたことを危惧し、船津の要求で『東三省民報』をはじめとした新聞界の排日宣伝をある程度で抑制し、露骨な排日運動を控えざるをえないという状況に陥ったのである。

第四章「林久治郎在奉天総領事と榊原農場鉄道撤去事件」では、一九二九年六月の榊原農場鉄道撤去事件を取り上げて検討し、同事件に関する林久治郎の強行解決策を分析することにより、林在奉天総領事の側から榊原農場事件の特徴を考察しつつ、同事件をめぐる張学良政権の対応や、外交協会の活動、中日両国の新聞記事を検討した。落合、矢田、船津はともに榊原の乱暴な行為を批判し、榊原のような強硬な土地経営が日中間の土地紛争を惹起したことを危惧し、在満日本人の農業経営や土地商租に関する中国側の警戒心をできるだけ緩めるべきだと考えたこととは対照的に、林は榊原の強硬な要求に応えながら、在満日本人が商租した土地の中から、現地保護が可能な土地を選んで経営し、中国側の商租権妨害運動を直ちに実力で対応すべきだと主張しつつ、現地保護にあたっては、警察官派遣のほか、「臨機兵力の使用」をも想定

した。落合、矢田のように在奉天総領事の意見が通ることがあるのに対し、林のように外務本省と違った見解を示すこともあったと考えられる。矢田、船津と違って、林としては、さしあたりは商租権の獲得を求めたが、最終的には土地所有権を目指したため、土地問題に関する目標の点でも手段の点でもはるかに強硬で積極的であったことが窺える。矢田、船津の張作霖援助の態度と違って、林は断然張学良不支持の態度を示した。林は意図的に土地紛争を激化させることによって、張学良政権に何らかの対応を迫り、ひいては強硬な実力行使の口実を作って行き詰った商租権問題の根本的解決を実現しようとした。また、ナショナリズムの力を過小評価し、排日運動を断固弾圧すべきだという考えを示した林は、中国ナショナリズムに敏感で警戒的であった船津と好対照をなしているといえる。一方、国民政府に服従することによって混乱した東北政権をようやく固めた張学良にとっては、自己の政治基盤を維持するためにナショナリズムの発展に対応する必要があるものの、日本の内政干渉をどうしても排除しなければならなかった。日本の影響力の強化及び中日間の実力差を痛感した張は、日本側の干渉を最も危惧し、対日警戒の観点から、露骨な排日風潮を抑えざるを得なかったことを明らかにした。鉄道撤去事件に際して、張学良政権は関係者の処分、原状回復や損害賠償などを日本側に要求したとはいえ、外交協会や『大公報』をはじめとした民衆の強烈な対日批判、示威運動、経済絶交断行の要請などと比べて、はるかに消極的であったことが見て取れる。

第五章「安東領事吉田茂の対中国外交」では、安東在勤期に焦点を当てて、日本の満洲経営、土地商租権問題、第二次大隈重信内閣の対中国政策などに関する吉田の認識を分析した。満洲経営の弱体化を深く憂慮していた吉田は、日本の経済の膨張と人口の増加に伴って生じた食料問題、人口問題を解決するために、日中提携を唱道しつつ、満洲を日本国民の食料の産出地と工業原料の供給地として位置付け、その土地と資源を充分に利用すべきだと主張しながら、学術的、専門的な調査研究を通じて満洲における日本人企業への指導保護を強化し、日本人の経済発展及び土地商租権の獲得を促進しようとした。このような経済的計画性、専門性を重視する満洲経営の理念は吉田の在奉天総領事時代まで一貫していたといえよう。一方、吉田は日本が中国に対して政治的、領土的な野心があるという欧米諸国の誤解を可能な限り回避し、第二次大隈内閣による対華二十一カ条要求を反対し、穏健な対中国政策を主張した。他方、吉田は日本の国力の限界を痛感し、大陸浪人の「満蒙独立運動」や第二次大隈内閣の排袁政策を批判した。「浮浪輩」の暴挙を断固として取締り、中国側の真の信頼及び

協力を勝ち取ることにより日本の発展を実現すべきであることを繰り返し強調する一方、吉田は日本政府の積極的な対中国政策を望み、実力ある政府の英断を期待した。在奉天総領事時代の吉田の軍事力を背景にした積極的な対中国強硬策と比較すると、安東在勤期の吉田が日中親善を主張しつつ、経済的手段を通じて日本の満洲経営及び権益の維持拡大を実践していたことは、はるかに穏健であったことを明らかにした。

終章「榊原農場事件の意義」では、榊原農場事件を振り返りつつ、榊原農場事件に関する落合謙太郎、矢田七太郎、船津辰一郎、林久治郎の認識と対応を比較分析して各総領事の見方の相違を解明し、榊原農場事件を多角的に捉えながら、その歴史的意義を検討し、さらに外務本省と関東都督府や満鉄などとの対応の違いを明らかにした。また、榊原農場事件を民間の視点から再考しつつ、土地商租権獲得への抵抗において東北政権の限界を指摘した。今後の課題として、各奉天総領事の外交思想の形成とそれを規定した対外認識や、当時の中国を取り巻く国際環境とその変動などの諸要因を取り込みながら、土地商租権問題をめぐる各総領事の対応を構造的に理解する一方、日本外務本省、北京公使館などとの関連において土地商租権問題を内在的に捉えてみたい。東北政権の商租権問題に関する対応とその背景をより深く究明すると同時に、商租権問題の根底にある中国の土地権利の実状をさらに考察したい。そして、本論文であまり触れていなかった吉田茂在奉天総領事の土地商租権に関する認識をもっと詳しく検討し、歴代の在奉天総領事との比較分析によって、吉田の対中国外交の特質を明らかにしたい。